

青森県報

号外第九十九号
令和四年
十二月十六日
(金曜日)

上北郡横浜町字泊川、字豊栄平、字雲雀平、字吹越
上北郡六ヶ所村大字尾駿家ノ後、二又

目次
告示

- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定の解除……………(畜産課)：一
- 家畜伝染病のまん延を防止する規制の解除……………(同)：一

告
示

青森県告示第六百七十四号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により令和四年十一月二十日青森県告示第六百一号で規制した次に掲げる区域等について、令和四年十二月十六日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制されていた区域

上北郡野辺地町字向田

上北郡横浜町字泊川、字豊栄平、字雲雀平、字吹越
上北郡六ヶ所村大字尾駿家ノ後、二又

二 規制されていた期間

令和四年十一月二十日から令和四年十二月十六日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うことの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止

令和四年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- 2 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域
移動の禁止区域
上北郡野辺地町字向田

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間奥印刷株式会社
東奥印刷三丁目七号)

定価 每週月・水・金曜日発行
小口一枚二付十五円